



2022年1月28日

各位

本社所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
会社名 ヒューリック株式会社
代表者 代表取締役社長 吉留学
(コード番号: 3003)
問合せ先 常務執行役員 広報・IR部長 伊藤 伸
電話番号 03-5623-8102

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月23日開催予定の第92期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ・変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ・変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) ガバナンス向上のため、取締役会議長を業務執行取締役でない取締役が務めることのできる体制とし、取締役会を従来のマネジメントボード型からモニタリング・モデル型へ進化させるものであります。(変更案第23条)

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>
(新設)	<u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新設)	<u>(附則)</u> <u>1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
<u>(取締役会の招集権者及び議長)</u> <u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>	<u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u> <u>2. 前項に定める取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年3月23日(水曜日)
定款変更の効力発生予定日	2022年3月23日(水曜日)

以上

(ご参考) 変更後の定款(抜粋)は以下となります。

変更後

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項に定める取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。